

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トソー株式会社

取締役社長 大槻保人

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成24年6月28日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第72期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toso.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、東日本大震災の影響により経済活動が一時的に甚大な影響を受けましたが、震災による供給面の制約がほぼ解消する中で緩やかな回復基調となりました。しかしながら、欧州債務危機や米国景気の回復遅れなどを背景とした海外景気の下振れや、原油価格の上昇による企業業績の悪化懸念など、今後の経済動向は先行き不透明な状況となっております。

当社グループの業績に大きく影響する新設住宅着工戸数は、震災の影響による一時的な落ち込みが見られたものの、住宅エコポイントやフラット35Sの金利優遇など住宅に関する景気対策の後押しもあり、わずかながら前年を上回る実績となっております。

このような環境の下で、当社グループは競争力強化に向けた新製品の投入や、展示会やキャンペーン等を活用した新規取引先の開拓に取り組み、当連結会計年度の売上高は21,369百万円（前期比2.6%増加）となりました。利益につきましては、営業利益が778百万円（前期比20.1%減少）、経常利益が734百万円（前期比23.0%減少）、当期純利益が282百万円（前期比65.9%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

（室内装飾関連事業）

室内装飾関連事業の売上高は21,035百万円（前期比2.4%増加）、セグメント利益は762百万円（前期比19.3%減少）となりました。

主力のカーテンレールではデザイン性と機能性を兼ね備えた装飾性カーテンレール「レガートスクエア」を発売したほか、ブラインド類についても質感と価格を両立したベーシック商品「コルト」シリーズのラインナップ強化や消費者向けキャンペーンなどを展開してまいりました。また、「省エネ」・「節電」が社会的課題となったことで日差しを遮る需要が喚起され、暑さ対策に効果的な製品の営業を強化した結果、売上高は前期を上回りました。

また、中長期で注力している海外市場への販売においては、新興国を中心とした物件獲得活動を推進するとともに、フランス共和国に販売会社を設立し、欧州圏の販売網強化など積極的な営業活動を推進していますが、売上高は前期と比較して横這いとなっております。

セグメント利益は、原価率の高い製品の販売構成が高まったことなどから減益となりました。

(その他の事業)

その他の事業の売上高は334百万円（前期比19.5%増加）、セグメント利益は19百万円（前期比41.7%減少）となりました。

ステッキを中心とした介護用品の販売が好調に推移した結果、売上高は前期を上回りましたが、セグメント利益は営業費用の増加により減益となりました。

なお、当期よりセグメントの一部を変更し、従来、その他の事業に含まれておりましたプラスチックチェーン等の仕入販売は、室内装飾関連事業に変更いたしました。各セグメント業績の前期実績についても変更後のセグメントに組み替えております。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	21,035 ^{百万円}	98.4%	102.4%
その他の事業	334	1.6	119.5
計	21,369	100.0	102.6

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額876百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の景気対策などにより緩やかな持ち直し傾向は続くものと思われませんが、欧州および米国の景気先行き不透明感による世界経済の停滞や電力供給の制約などが懸念されます。また、新設住宅着工戸数も引き続き現状程度の水準で推移するものと見込まれるため、事業環境は予断を許さない状況が続くと思われれます。

このような環境の下、当社グループといたしましては、新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では引き続き海外売上高構成率の向上を目指すほか、非住宅物件の獲得やリフォーム需要の獲得にも取り組んでまいります。さらに収益力の向上に向けて原価低減、総費用低減の徹底を図り、競争力強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第69期	平成21年度 第70期	平成22年度 第71期	平成23年度 第72期(当連結会計年度)
売 上 高	21,298,341千円	18,429,285千円	20,832,206千円	21,369,797千円
営 業 利 益	85,048千円	242,703千円	975,001千円	778,848千円
経 常 損 益	△11,771千円	171,758千円	953,339千円	734,426千円
当 期 純 損 益	△247,982千円	178,991千円	829,759千円	282,647千円
1株当たり当期 純 損 益	△21円06銭	15円21銭	75円87銭	26円85銭
総 資 産	18,551,531千円	17,450,164千円	18,597,972千円	18,804,170千円
純 資 産	8,399,326千円	8,540,515千円	8,845,673千円	9,109,520千円
1株当たり純資 産 額	710円37銭	723円29銭	843円05銭	872円86銭

- (注) 1. 経常損益ならびに当期純損益および1株当たり当期純損益の△は、損失を表示しております。
2. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第69期	平成21年度 第70期	平成22年度 第71期	平成23年度 第72期(当期)
売 上 高	18,190,435千円	16,292,170千円	19,044,234千円	20,736,533千円
営 業 利 益	37,285千円	205,303千円	855,806千円	720,624千円
経 常 利 益	20,030千円	166,633千円	790,370千円	683,159千円
当 期 純 損 益	△201,016千円	115,255千円	731,491千円	934,273千円
1株当たり当期 純 損 益	△17円07銭	9円79銭	66円89銭	88円75銭
総 資 産	16,983,993千円	16,366,945千円	17,544,435千円	18,556,009千円
純 資 産	7,616,253千円	7,698,015千円	7,967,065千円	8,891,221千円
1株当たり純資 産 額	647円04銭	654円22銭	761円76銭	854円64銭

- (注) 1. 当期純損益および1株当たり当期純損益の△は、損失を表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・付属部品、ブラインド等製品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,140千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
トソーヨーロッパS. A. S.	1,500千ユーロ	99.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品等の仕入販売
トソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業
トソー商事株式会社	10,000千円	100.00%	損害保険の代理店業務

- (注) 1. トソー産業資材株式会社は平成23年4月1日付で当社が吸収合併しております。
2. フジホーム株式会社は平成23年4月1日付で会社分割し、介護用品の開発・販売事業を新会社「フジホーム株式会社」に継承させ、それ以外の事業については当社が吸収合併により引き継いでおります。
3. トソーヨーロッパS. A. S. は平成23年8月にフランス共和国ミュラン市へ設立し、新たに当社の連結子会社となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の製造販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開しております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-23）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事 業 の 内 容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーディオン式間仕切等の室内装飾関連製品の製造仕入販売
その他の事業	介護用品等の仕入販売、物流業務の受託、損害保険代理業

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、東京西営業所（東京都）、つくば営業所（茨城県）、 千葉営業所（千葉県）、多摩営業所（東京都）、首都圏建築営業所（東京都）、 静岡営業所（静岡県）、金沢営業所（石川県）、京都営業所（京都府）、 神戸営業所（兵庫県）、岡山営業所（岡山県）、高松営業所（香川県）、 鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	釧路出張所（北海道）、秋田出張所（秋田県）、郡山出張所（福島県）、 高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、岡崎出張所（愛知県）、 松山出張所（愛媛県）、沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トソーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、神奈川県、大阪府、福岡県
P. T. トーソー・インダストリー・ イ ン ド ネ シ ア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
トソーヨーロッパS.A.S.	本 社	フランス共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
トソー流通サービス株式会社	本 社	茨城県
トソー商事株式会社	本 社	東京都

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	889 (265)	9名減 (9名増)
その他の事業	42 (0)	3名増 (増減なし)
合計	931 (265)	6名減 (9名増)

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員5名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
565 (71)	20名増 (7名増)	40.8	13.2

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員4名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	497,597 ^{千円}
株式会社常陽銀行	435,000
株式会社みずほ銀行	409,730
株式会社東京都民銀行	389,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,897,600株

(うち自己株式1,494,111株)

(3) 当事業年度末の株主数 975名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
大槻保人	1,513 ^{千株}	14.54%
トソー取引先持株会	898	8.63
トソー社員持株会	607	5.84
株式会社みずほ銀行	458	4.40
十和運送株式会社	354	3.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	338	3.25
第一生命保険株式会社	222	2.13
株式会社東京都民銀行	216	2.08
株式会社常陽銀行	215	2.06
大槻秀人	203	1.96

(注)1. 当社は、自己株式を1,494,111株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、自己株式(1,494,111株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成24年3月12日開催の取締役会決議により、平成24年4月2日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大槻保人	代表取締役社長	
中村 潔	代表取締役専務取締役（社長補佐、マーケティング統括、経営企画室担当）	サイレントグリス株式会社代表取締役会長
松尾 守	常務取締役（製造本部担当）	
大槻 秀人	取締役（相談役、社長補佐）	
林 淳之	取締役（製造本部長）	
久保田 英司	取締役（商品開発本部長）	
花田 正孝	取締役（営業本部長）	
森 兼康博	取締役（管理本部長）	
藤田 洋一	取締役（営業副本部長）	フジホーム株式会社代表取締役会長、トソーサービス株式会社代表取締役会長、トソー流通サービス株式会社代表取締役会長、東装窓飾（上海）有限公司董事長
畠山 時男	常勤監査役	
加瀬 兼司	社外監査役	長谷川香料株式会社監査役、日本テレビ放送網株式会社監査役
久保 英幸	社外監査役	

- (注) 1. 社外監査役 加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 加瀬兼司氏および社外監査役 久保英幸氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2という独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9人	109,747千円（うち社外 一人 一千円）
監査役	3人	22,235千円（うち社外 2人 7,865千円）
合計	12人	131,982千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16,797千円（取締役14,392千円、監査役2,405千円）が含まれております。
3. 平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会により役員報酬限度額は、取締役報酬年額250,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）、監査役報酬年額25,000千円以内となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外監査役・加瀬兼司氏の重要な兼職先である長谷川香料株式会社および日本テレビ放送網株式会社と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	加瀬 兼司	取締役会13回中12回出席、監査役会17回中16回出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。
監 査 役	久保 英幸	取締役会13回中13回出席、監査役会17回中17回出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬 38,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるP.T. トーソー・インドナストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司およびトーソーヨーロッパS.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- (1) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括組織である内部統制委員会の責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 内部統制委員会は、定期的に法令等遵守状況のチェックと結果の分析を行うとともに、各部門の法令等遵守体制の徹底を行う。
- (3) 取締役会は、具体的な行動規範としての「企業倫理綱領」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 監査役及び監査室は、それぞれの立場で法令等遵守体制の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長または取締役に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。また、監査室は公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員よりコンプライアンス上問題のある事項について直接報告を受け、その報告内容に応じ速やかに調査を実施し、必要に応じた対処を行う。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理についての統括責任者を選任する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「文書保存手続細則」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存した株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ規程」を遵守し、情報セキュリティマネジメントを推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から全社のリスク管理に関する統括責任者を選任し、各本部担当取締役とともに、各種のリスクを体系的に管理するために「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づく運営を行う。

- (2) 全社的なリスクを統括的に管理する部門は総務人事部とし、各本部は関連諸規程に基づき細則やマニュアルを制定し、それぞれのリスク管理体制を確立する。
- (3) 監査室は、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制について、定期的に、「内部監査規程」に基づく内部監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- (4) 情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報システム室が監視・管理し、課題の改善を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 代表取締役社長は、中期経営計画及び年次計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が有効かつ効率的に行われるよう監督し、必要に応じて各本部担当取締役に、取締役会及び経営戦略会議において報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (2) 各本部担当取締役は、経営計画に基づいて各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。経営計画上の重要なテーマについては、定例取締役会のほか、各本部長を含む経営幹部が出席して開催される経営戦略会議において報告、審議を行い、効率的な業務運営を行っていく。
- (3) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、有効かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築するとともに、「職務権限基準」に基づき、迅速な意思決定の実現を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスに関わる統括責任者を選任し、総務人事部が「企業倫理綱領」をはじめとしたコンプライアンスと内部統制に関連した規程の適切な運営のための体制構築、維持、整備にあたるものとする。
- (2) 当社及び子会社の使用人は、「企業倫理綱領」を法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) 当社は使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知しそれを告発しても、当該使用人が不当に扱われない旨を規定する「内部通報取扱規程」において、本部組織から独立した監査室を通報先としてその適切な運営を図る。
- (4) 監査室は本部組織から独立した内部監査部門として定期的に使用人の職務の執行がコンプライアンスに反していないことを監査し、必要に応じてその結果を代表取締役社長、被監査部門長に報告する。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 経営企画室担当取締役は「子会社の役割及び管理に関する規程」に基づき、企業集団の統括・管理を行うものとする。当社については取締役会及び経営戦略会議を通じて、子会社については経営企画室担当取締役が定期的開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて業務の適正性を確保し、統制の取れた円滑なグループ活動を促進し、かつ問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (2) 当社及び子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用することにより、財務報告の信頼性を確保するための内部管理体制を整備する。
- (3) 子会社の業務については、当社において設定された管理主管者が子会社各社の非常勤取締役等を務め、グループ経営方針に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る。各子会社の管理主管者は、必要に応じて子会社の管理の進捗状況を当社の取締役会において報告する。
- (4) 監査室は、グループ会社における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性及び適切性について、内部統制システムが企業集団においても適切に整備されているかに留意して定期または臨時に監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、子会社社長、管理主管者及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び2号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、加えてその指揮権、人事評価、人事異動等に関しては取締役からの独立性等を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役及び使用人は、当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について、「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項（企業倫理等）を知った場合は、監査役に遅滞なく報告するものとする。

- (3) 監査役は必要に応じて、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、または取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、監査室より内部監査の計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施を求めることができる。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、監査役が取締役会及び経営戦略会議、その他監査役が必要と認めた重要会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握することを保証する。また、監査役が必要であると認めるときは、経営方針、会社に対処すべき課題その他の監査上の重要課題等について代表取締役社長は監査役との意見交換を行う。
- (2) 監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (3) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,705,532	流 動 負 債	6,859,622
現金及び預金	2,849,534	支払手形及び買掛金	2,018,565
受取手形及び売掛金	8,246,649	短期借入金	1,405,460
たな卸資産	3,145,390	一年内返済予定長期借入金	406,482
繰延税金資産	263,550	一年内償還予定社債	1,170,000
その他	204,343	リース債務	114,694
貸倒引当金	△3,935	未払金	883,544
		未払費用	536,275
		未払法人税等	172,723
		未払消費税	57,171
		資産除去債務	715
固 定 資 産	4,098,638	その他	93,991
有形固定資産	3,219,411	固 定 負 債	2,835,028
建物及び構築物	833,180	社 債	1,230,000
機械装置及び運搬具	487,578	長期借入金	400,135
工具器具及び備品	209,957	長期リース債務	310,142
土地	1,245,521	退職給付引当金	479,902
リース資産	422,278	役員退職慰労引当金	208,150
建設仮勘定	20,895	資産除去債務	112,053
		その他	94,644
無形固定資産	201,208	負 債 合 計	9,694,650
投資その他の資産	678,018	(純資産の部)	
投資有価証券	290,928	株 主 資 本	9,267,161
長期貸付金	2,201	資 本 金	1,170,000
繰延税金資産	105,881	資本剰余金	1,370,402
その他	333,010	利益剰余金	7,154,751
貸倒引当金	△54,004	自 己 株 式	△427,991
		その他の包括利益累計額	△186,373
		その他有価証券評価差額金	36,924
		繰延ヘッジ損益	△18,100
		為替換算調整勘定	△205,197
		少数株主持分	28,732
資 産 合 計	18,804,170	純 資 産 合 計	9,109,520
		負債及び純資産合計	18,804,170

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,369,797
売 上 原 価		12,214,746
売 上 総 利 益		9,155,051
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,376,202
営 業 利 益		778,848
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,049	
受 取 配 当 金	7,490	
仕 入 割 引	10,159	
書 籍 販 売 収 入	13,869	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	9,358	
そ の 他	37,162	81,089
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	67,774	
売 上 割 引	10,837	
書 籍 販 売 原 価	29,813	
そ の 他	17,086	125,512
経 常 利 益		734,426
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,179	1,179
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	16	
固 定 資 産 除 却 損	7,543	
減 損 損 失	18,724	26,283
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		709,322
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	191,333	
法 人 税 等 調 整 額	236,304	427,638
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		281,683
少 数 株 主 損 失		963
当 期 純 利 益		282,647

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	1,170,000	1,344,862	6,976,691	△385,348	9,106,205
連結会計年度中の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△104,584		△104,584
当 期 純 利 益			282,647		282,647
自 己 株 式 の 取 得				△109,630	△109,630
自 己 株 式 の 処 分		25,539		66,987	92,526
連結子会社の増加による少数 株 主 持 分 の 増 減					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	25,539	178,062	△42,643	160,958
平成24年3月31日残高	1,170,000	1,370,402	7,154,751	△427,991	9,267,161

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成23年4月1日残高	32,131	△127,186	△193,885	△288,939	28,407	8,845,673
連結会計年度中の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△104,584
当 期 純 利 益						282,647
自 己 株 式 の 取 得						△109,630
自 己 株 式 の 処 分						92,526
連結子会社の増加による少数 株 主 持 分 の 増 減					1,661	1,661
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	4,792	109,086	△11,312	102,566	△1,337	101,229
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	4,792	109,086	△11,312	102,566	324	263,849
平成24年3月31日残高	36,924	△18,100	△205,197	△186,373	28,732	9,109,520

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 …… 8社

会社名 …… サイレントグリス株式会社、トソーサービス株式会社、P.T. トソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司、トソーヨーロッパS. A. S.、フジホーム株式会社、トソー流通サービス株式会社、トソー商事株式会社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたトソー産業資材株式会社は、当連結会計年度において当社が吸収合併したことにより連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度においてフランス共和国ミュラン市にトソーヨーロッパS. A. S. を設立し、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P. T. トソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの …… 移動平均法による原価法

②デリバティブ …… 原則として時価法

③たな卸資産

(イ)商品、製品、仕掛品

・当社および連結子会社 …… 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ)原材料

・当社および連結子会社 …… 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ)貯蔵品

…… 主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(イ)リース資産以外の有形固定資産

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～11年
工具器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、建物については見積耐用年数に基づく定額法、その他の有形固定資産については主として見積耐用年数に基づく定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	20年～25年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具器具及び備品	4年～8年

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社の一部は、貸倒見積額を計上することとしております。

②退職給付引当金

当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社の一部は、役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.2%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.6%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、28,809千円減少し、法人税等調整額は28,025千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,741,943千円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮引帳額 建物及び構築物	13,762千円
3. 担保提供資産	
担保資産の内容およびその金額	
建物及び構築物	147,365千円
機械装置及び運搬具	5,213千円
工具器具及び備品	220千円
土地	1,002,624千円
投資有価証券	122,788千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	953,999千円
一年内返済予定長期借入金	387,732千円
長期借入金	400,135千円
4. 手形裏書残高	93,983千円
5. 連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理	
連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理は、手形交換日および現金決済日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形および連結会計年度末日確定期日現金決済の金額が連結会計年度末残高に含まれております。	
受取手形	179,620千円
売掛金	131,871千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	11,897	—	—	11,897
自己株式				
普通株式	1,438	305	250	1,494

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得304千株および単元未満株式の買取り1千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の売却250千株および単元未満株式の売渡し0千株による減少分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	52,293千円	5円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	52,290千円	5円	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	52,017千円	5円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替変動のリスクを回避するため、また、借入金にかかる金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理実施細則」に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの社員向けに貸し付けを行っており給与天引等の回収管理を行っているため、信用リスクは、極めて低いと考えております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。またその一部には、外貨建仕入から発生したものが含まれており、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金による資金調達に関して、運転資金につきましては、返済期限が1年以内の短期借入金により、調達することを基本としております。また、生産設備等への設備投資資金につきましては、長期借入金により、調達することを基本としております。このうちの一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。また、社債による資金調達に関しては、市場金利が低水準であるうちに運転資金として長期資金を調達することで、金利変動リスクを回避し、手元資金に余裕を持たせることを目的としております。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等と未払消費税は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

未払金につきましては、そのほとんどが営業経費であり、1ヶ月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引につきましては、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,849,534	2,849,534	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,246,649	8,246,649	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	284,315	284,315	—
(4) 長期貸付金	2,201	2,195	△6
資産計	11,382,701	11,382,694	△6
(1) 支払手形及び買掛金	2,018,565	2,018,559	5
(2) 短期借入金	1,405,460	1,405,460	—
(3) 未払金	883,544	883,544	—
(4) 未払法人税等	172,723	172,723	—
(5) 未払消費税	57,171	57,171	—
(6) 社債	2,400,000	2,391,521	8,478
(7) 長期借入金	806,617	807,835	△1,218
負債計	7,744,080	7,736,815	7,265
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	(29,006)	(29,006)	—
デリバティブ取引計	(29,006)	(29,006)	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(※2) (6) 社債には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内償還予定の社債を含めております。

(※3) (7) 長期借入金には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

- (1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金
これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 長期貸付金
長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
なお、これらの一部には、外貨建仕入から発生するものがあり、為替予約等の振当処理の対象とされているため（下記デリバティブ取引参照）、取引金融機関から提示された価格等によって時価を算定しております。
- (2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等ならびに(5) 未払消費税
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債
社債の時価は、元利息の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) 長期借入金
長期借入金の時価は、元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップとして特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または、契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(*)	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,833,203	883,296	△29,657	取引金融機関から提示された価格等によっている。

(*) 振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているためその時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(1)支払手形及び買掛金参照)。

(2) 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 ・受取変動	長期借入金	723,867	448,135	(*)	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)長期借入金参照)。

(注) 2. 時価のないものは、非上場株式(連結貸借対照表計上価額6,613千円)であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	872円86銭
2. 1株当たり当期純利益	26円85銭

(企業結合に関する注記)

当社は、平成23年1月18日開催の当社取締役会において、以下のとおりグループ内組織再編を行うことを決議し、平成23年4月1日付で、下記のとおりグループ内組織再編を行っております。

(新設分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

フジホームホールディング株式会社（旧社名：フジホーム株式会社）のインテリア・エクステリア商品の販売、介護用品の開発、販売

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社100%子会社のフジホーム株式会社を平成23年4月1日付で「フジホームホールディング株式会社」に商号変更し、フジホームホールディング株式会社を分割会社とし、フジホーム株式会社を新設会社とする新設分割であります。

(4) 結合後企業の名称

フジホーム株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

フジホームホールディング株式会社の事業内容のうち介護用品の開発・販売に特化することにより、今後の市場環境の変化・消費者ニーズの多様化等に対応した営業力および競争力の強化を目的として会社分割（新設分割）するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

- ・ トーソー産業資材株式会社の資材用インテリア商品の仕入、加工、販売、OEM供給
- ・ フジホームホールディング株式会社（旧社名：フジホーム株式会社）のインテリア・エクステリア商品の販売

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社として、トーソー産業資材株式会社およびフジホームホールディング株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

トーソー株式会社（結合後企業の名称に変更はありません。）

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ室内装飾関連事業での重複する領域を再構築し、新規領域への拡販・拡大および間接部門の効率化による競争力のある企業体質への改善を目的として、トーソー産業資材株式会社およびフジホームホールディング株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 良 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,853,806	流動負債	6,964,916
現金及び預金	2,313,319	買掛金	2,005,464
受取手形	3,393,734	短期借入金	1,608,000
売掛金	4,734,116	一年内返済予定長期借入金	406,482
製品	1,015,234	一年内償還予定社債	1,170,000
原材料及び貯蔵品	1,596,617	リース債務	114,215
仕掛品	191,621	未払金	905,560
前払費用	77,399	未払費用	494,988
繰延税金資産	251,929	未払法人税等	129,871
デリバティブ債権(為替予約)	29,784	未払消費税	44,510
その他	255,918	資産除去債務	715
貸倒引当金	△5,868	デリバティブ債務(為替予約)	58,791
固定資産	4,702,202	その他	26,316
有形固定資産	2,920,009	固定負債	2,699,871
建物	648,102	社債	1,230,000
構築物	53,323	長期借入金	400,135
機械及び装置	353,989	長期リース債務	308,911
車両及び運搬具	6,286	退職給付引当金	346,702
工具器具及び備品	191,737	役員退職慰労引当金	207,317
土地	1,228,529	資産除去債務	112,053
リース資産	420,607	その他	94,752
建設仮勘定	17,432	負債合計	9,664,788
無形固定資産	198,407	(純資産の部)	
特許権	35,330	株主資本	8,872,397
ソフトウェア	134,614	資本金	1,170,000
その他	28,461	資本剰余金	1,370,402
投資その他の資産	1,583,786	資本準備金	1,344,858
投資有価証券	290,928	その他資本剰余金	25,543
関係会社株式	918,007	利益剰余金	6,759,986
関係会社出資金	63,912	利益準備金	292,500
差入保証金	196,579	その他利益剰余金	6,467,486
繰延税金資産	80,360	買換資産圧縮積立金	68,971
その他	86,418	固定資産圧縮積立金	72,456
貸倒引当金	△52,420	別途積立金	4,500,000
資産合計	18,556,009	繰越利益剰余金	1,826,058
		自己株式	△427,991
		評価・換算差額等	18,824
		その他有価証券評価差額金	36,924
		繰延ヘッジ損益	△18,100
		純資産合計	8,891,221
		負債及び純資産合計	18,556,009

損 益 計 算 書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,736,533
売 上 原 価		12,222,488
売 上 総 利 益		8,514,044
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,793,420
営 業 利 益		720,624
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	21,547	
仕 入 割 引	10,057	
書 籍 販 売 収 入	13,869	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,728	
そ の 他	31,973	86,175
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,244	
社 債 利 息	30,976	
売 上 割 引	10,583	
書 籍 販 売 原 価	29,813	
そ の 他	15,022	123,640
経 常 利 益		683,159
特 別 利 益		
合 併 に 伴 う 利 益	646,858	646,858
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,199	
減 損 損 失	18,724	23,923
税 引 前 当 期 純 利 益		1,306,094
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	130,000	
法 人 税 等 調 整 額	241,820	371,820
当 期 純 利 益		934,273

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金 準備金	その他資本 剰余金	利益剰余金 準備金	その他利益 剰余金(注)	自己株式	株主資本 合計
平成23年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	4	292,500	5,637,797	△385,348	8,059,812
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△104,584		△104,584
当期純利益					934,273		934,273
自己株式の取得						△109,630	△109,630
自己株式の処分			25,539			66,987	92,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	25,539	—	829,689	△42,643	812,584
平成24年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	25,543	292,500	6,467,486	△427,991	8,872,397

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
平成23年4月1日残高	34,440	△127,186	△92,746	7,967,065
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△104,584
当期純利益				934,273
自己株式の取得				△109,630
自己株式の処分				92,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	2,484	109,086	111,570	111,570
事業年度中の変動額合計	2,484	109,086	111,570	924,155
平成24年3月31日残高	36,924	△18,100	18,824	8,891,221

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
平成23年4月1日残高	69,102	67,622	4,500,000	1,001,073	5,637,797
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△104,584	△104,584
当期純利益				934,273	934,273
買換資産圧縮 積立金の取崩	△130			130	—
固定資産圧縮 積立金の積立		4,834		△4,834	—
事業年度中の変動額合計	△130	4,834	—	824,984	829,689
平成24年3月31日残高	68,971	72,456	4,500,000	1,826,058	6,467,486

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式 … 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ … 原則として時価法

(3) たな卸資産

① 製品、原材料、仕掛品 … 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品 … 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産…定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～11年

工具器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用 … 均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | |
|------------|---------------------|
| a. ヘッジ手段 … | 為替予約 |
| ヘッジ対象 … | 外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引 |
| b. ヘッジ手段 … | 金利スワップ |
| ヘッジ対象 … | 借入金 |

③ ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「電話加入権」(当事業年度は、28,022千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ゴルフ等会員権」(当事業年度は、60,375千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 556,868千円
2. 関係会社に対する金銭債務
短期金銭債務 656,646千円
長期金銭債務 210千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 10,053,196千円
4. 担保提供資産
担保資産の内容およびその金額
建物 140,467千円
構築物 6,897千円
機械及び装置 5,213千円
工具器具及び備品 220千円
土地 1,002,624千円
投資有価証券 122,788千円
担保に係る債務の金額
短期借入金 871,859千円
一年内返済予定長期借入金 387,732千円
長期借入金 400,135千円

上記の投資有価証券122,788千円のうち、18,900千円について、在外連結子会社の平成24年3月31日現在の借入金残高82,140千円の担保に供しております。

5. 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	保証金額
P.T.トナー・インダストリー・インドネシア	借入金	164,280千円

6. 手形裏書残高 93,983千円

7. 期末日満期手形および期末日確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理

期末日満期手形および期末日確定期日現金決済（手形と同条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理は、手形交換日および現金決済日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形および期末日確定期日現金決済の金額が期末残高に含まれております。

受取手形	164,572千円
売掛金	131,496千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額	
売上高	809,323千円
仕入高	1,985,166千円
販売費及び一般管理費	1,665,642千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	12,828千円

2. 合併に伴う利益

当事業年度において、グループ内再編を行っており合併に伴う利益を計上しております。

抱合せ株式消滅差益	650,621千円
未実現損益の修正	△3,762千円
合計	646,858千円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用	途	場	所	種	類	減	損	損	失
遊	休	資	産	茨	城	県	常	総	市
				土	地				16,620千円
				建	物	及	び	構	築
									2,103千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	1,438	305	250	1,494

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得304千株および単元未満株式の買取り1千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の売却250千株および単元未満株式の売渡し0千株による減少分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	170,161千円
未払賞与	137,372千円
退職給付引当金	122,039千円
減損損失	101,674千円
役員退職慰労引当金	72,975千円
たな卸資産除却損	67,207千円
関係会社株式評価損	24,913千円
繰延ヘッジ損益	22,105千円
未払社会保険料	19,498千円
未払事業税	12,254千円
貸倒引当金	290千円
その他有価証券評価差額金	206千円
その他	46,962千円
小計	797,662千円
評価性引当額	△373,835千円
繰延税金資産合計	423,826千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	39,465千円
買替資産圧縮積立額	38,263千円
繰延ヘッジ損益	11,199千円
資産除去債務	2,607千円
繰延税金負債合計	91,536千円
繰延税金資産(負債)の純額	332,290千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.2%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割等	2.4%
評価性引当額の増加	2.2%
合併に伴う利益	△20.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.1%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.2%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.6%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、27,761千円減少し、法人税等調整額は26,978千円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器および周辺機器については所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具及び備品	6,784	6,059	725
ソフトウェア	63,093	57,372	5,721
合 計	69,878	63,431	6,446

②未経過リース料期末残高相当額

1年内	8,881千円
1年超	－千円
合計	8,881千円

③支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	31,672千円
減価償却費相当額	18,105千円
支払利息相当額	567千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法(ソフトウェアは定額法)によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末 残高 (千円) (注2)
子会社	トソーサービス株式会社	東京都中央区	50,000	室内装飾関連事業	(所有) 直接 100.00	当社製品の販売 施工取付の委託 役員の兼任 資金の借入 設備の提供	カーテンレール・ブラインド等の販売(注1)	610,006	売掛金	292,164

(注) 1. トソーサービス株式会社とのカーテンレール・ブラインド等の販売取引については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	854円64銭
2. 1株当たり当期純利益	88円75銭

(企業結合に関する注記)

当社は、平成23年1月18日開催の当社取締役会において、以下のとおりグループ内組織再編を行うことを決議し、平成23年4月1日付で、下記のとおりグループ内組織再編を行っております。

(新設分割)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

フジホームホールディング株式会社（旧社名：フジホーム株式会社）のインテリア・エクステリア商品の販売、介護用品の開発、販売

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社100%子会社のフジホーム株式会社を平成23年4月1日付で「フジホームホールディング株式会社」に商号変更し、フジホームホールディング株式会社を分割会社とし、フジホーム株式会社を新設会社とする新設分割であります。

(4) 結合後企業の名称

フジホーム株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

フジホームホールディング株式会社の事業内容のうち介護用品の開発・販売に特化することにより、今後の市場環境の変化・消費者ニーズの多様化等に対応した営業力および競争力の強化を目的として会社分割（新設分割）するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(吸収合併)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

- ・ トーソー産業資材株式会社の資材用インテリア商品の仕入、加工、販売、OEM供給
- ・ フジホームホールディング株式会社（旧社名：フジホーム株式会社）のインテリア・エクステリア商品の販売

(2) 企業結合日

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社として、トーソー産業資材株式会社およびフジホームホールディング株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

(4) 結合後企業の名称

トーソー株式会社（結合後企業の名称に変更はありません。）

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ室内装飾関連事業での重複する領域を再構築し、新規領域への拡販・拡大および間接部門の効率化による競争力のある企業体質への改善を目的として、トーソー産業資材株式会社およびフジホームホールディング株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月11日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 良 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月11日

トソー株式会社 監査役会

常勤監査役	畠山時男	Ⓜ
社外監査役	加瀬兼司	Ⓜ
社外監査役	久保英幸	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となり、前期と比べ2円の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額52,017,445円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	※ やま い じゅん いち 山 井 潤 一 (昭和28年9月14日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 当社商品開発室長 平成15年4月 当社九州ブロック長 平成19年4月 当社購買部長 平成20年4月 当社製造副本部長兼購買部長 平成23年4月 当社製造本部長補佐(現任)	3,000株
2	か せ けん じ 加 瀬 兼 司 (昭和9年2月3日生)	昭和44年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和46年3月 公認会計士登録 昭和57年5月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 平成11年6月 同法人退職 平成11年7月 加瀬公認会計士事務所開設(現任) 平成15年12月 長谷川香料(株)監査役(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成21年6月 日本テレビ放送網(株)監査役(現任)	9,000株
3	く ぼ ひで ゆき 久 保 英 幸 (昭和29年11月1日生)	昭和60年4月 弁護士登録 昭和60年4月 系正敏法律事務所入所 平成3年5月 同法律事務所退所 平成3年6月 久保法律事務所入所(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. ※は、新任候補者であります。
3. 加瀬兼司氏および久保英幸氏は、社外監査役の候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、両氏を独立役員として届け出ております。
4. 加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、社外監査役以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
5. 久保英幸氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律の知識、経験を有していることから、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、社外監査役以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
- また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 社外監査役候補者加瀬兼司氏および久保英幸氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社との間で責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、両氏が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであり、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成20年6月27日開催の第68回定時株主総会において補欠監査役に選任された中重克巳氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なか しげ かつ み 中 重 克 巳 (昭和40年8月22日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 山田秀雄法律事務所(現山田・尾崎法律事務所)入所(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 候補者の中重克巳氏は補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 中重克巳氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、長年の法律事務所勤務で培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合には当社の監査体制に活かし職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 補欠候補者中重克巳氏が監査役に就任する際には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます監査役畠山時男氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

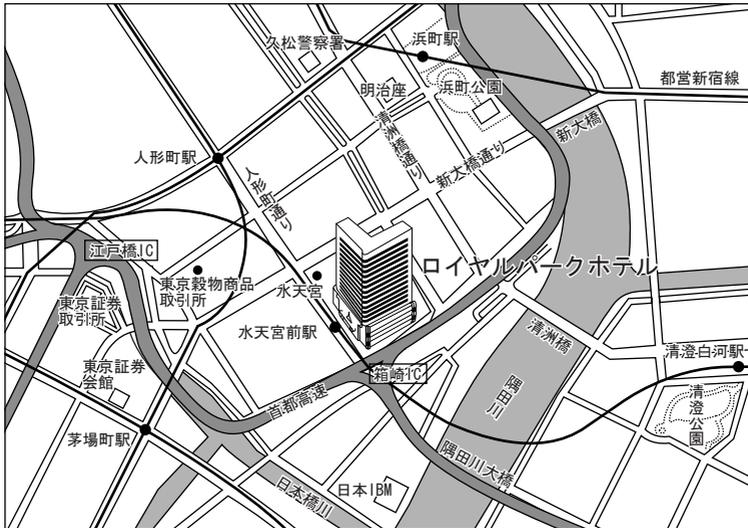
なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
畠 山 時 男	平成20年6月 当社常勤監査役(現任)

以上

第72回定時株主総会会場ご案内図



会 場 ロイヤルパークホテル2階 東雲の間
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
電話 (03) 3667-1111

交通機関	地下鉄 日比谷線	人形町駅下車 A1出口	徒歩4分
	都営浅草線	人形町駅下車 A3出口	徒歩5分
	半蔵門線	水天宮前駅下車 4出口	直結